

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

玉村町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1 玉村町全域

(1) 現況

本町は群馬県南部に位置し、平坦な地域で米麦と野菜を中心とした農業が行われている。

この従来から引き継がれてきた農村の自然環境や景観などの農業資源を守るため、農業者だけでなく、地域住民等が幅広く参画した地域共同活動を普及することが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本町では、法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業を推進し、地域による農業の生産活動を推進や、環境負担の軽減に配慮した農業を実施することにより、農村のもつ豊かな自然環境や景観形成に大きな役割を果たすため、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
	促進計画区域全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業
	玉村町大字板井	法第3条第3項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第1号に掲げる事業については、県の基本方針に定める推進組織へ参画し実施していくものとする。また、法3条第3項第3号に掲げる事業についても、関係者間で情報共有し効果的な推進ができるように、推進組織を活用できるものとする。